

令和6年度留学生の日本語講習業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度留学生の日本語講習業務

2 業務実施期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

3 業務の目的

産業技術短期大学校に在籍する留学生が、日本語でのコミュニケーションにより円滑な学生生活を送るとともに、専門分野の知識や技能を学ぶうえで必要となる日本語能力を習得することを目的とする。

4 業務の内容

委託する業務は、次のとおりとする。

- (1) 日本語講習の企画及び実施
- (2) 日本語講習の実施に伴う業務

5 講習の内容

- (1) 日本語講習の名称
「留学生の日本語講習」
- (2) 受講者
1名
- (3) 講習期間
令和6年5月から令和7年3月14日までの間
- (4) 講習時間及び講習回数
1回あたり120分の講習を週に1回、通算で36回（週）以上実施すること。
ただし、土曜日、日曜日、祝日、その他産業技術短期大学校が休日とする日は講習を実施しない。
- (5) 講習実施場所
山梨県立産業技術短期大学校 塩山キャンパス
ただし、受託者が管理する施設での実施やオンラインによる実施も可能とする。
- (6) カリキュラム
業務の目的が達成できるカリキュラムとすること。
- (7) 講師
講師は日本語指導の経験がある者とすること。

6 講習の実施に伴う業務の内容

- (1) 受講者の出欠席管理
- (2) 講師による講習記録の作成
- (3) 受託業務の運営状況に関する報告（3箇月ごと）
- (4) 受託業務完了報告書の提出（受託業務終了時）
- (5) 事故、災害等発生時の受講者の安全確保のための対応

7 経費

本業務で対象となる経費は次のとおりとする。

- (1) 講師謝金、講師交通費、雑役務費（各種印刷費）、消耗品費等
※本業務終了後、経費内訳書の提出を求めるため、本業務で使用したことが明示・区別できるよう管理すること。
- (2) 上記に係る消費税及び地方消費税

8 業務実施上の留意事項等

- (1) 山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (2) 業務の履行状況について報告を求められた場合は、速やかに報告すること。
- (3) 受託者の責による事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。
- (4) 個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (5) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、協議のうえこれを定めるものとする。